

青森県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

1 改正理由

- (1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

- (3) その他所用の整備（文言の適正化）

改正後の漁業法の規定ぶりに準じて一部字句を改める。

2 改正内容

- (1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第51条に次の1項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。

- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (3) その他所用の整備（文言の適正化）

改正後の漁業法の規定ぶりに準じて一部字句を改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

4 経過措置

第3のただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。